



鳥取県公報

平成13年 3月30日(金)
号外第38号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則（経営流通課）..... 2
	鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則の一部を改正する規則（観光課）..... 4
	鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則（畜産課）..... 4
	鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則（水産課）..... 5
	鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則（管理課）..... 6
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）..... 8

= 公布された規則のあらまし =

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

- 金融機関から鳥取県中小企業設備資金又は鳥取県中小企業経営健全化資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者を除く。）で最近3月の売上が1年前又は2年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、鳥取県中小企業設備資金にあっては5年間、鳥取県中小企業経営健全化資金にあっては3年間を限度として延長することができる特例の期限を、平成14年3月31日（現行 平成13年3月31日）まで延長することとした。
- この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則の一部を改正する規則

- 鳥取県立米子コンベンションセンターの利用者が既に収めた利用料金を一定の要件に該当する場合には、還付することができることとした。（第11条関係）
- この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免の対象に独立行政法人家畜改良センターを追加することとした。（第2条関係）
- この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 漁業経営安定資金に漁業近代化資金を借り受けた者が水産加工業用施設を取得するために必要な資金を加えることとし、当該資金に係る償還期間及び据置期間を次のとおりとすることとした。（第2条、別表関係）

償還期間	据置期間
15年以内	3年以内

- 2 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

- 1 一括下請負を全面的に禁止することとした。(第27条関係)
- 2 知事は、請負代金の額が100万円以上の工事について次に掲げる要件に該当すると認めるときは、現行の前金払に追加して、請負代金の額の10分の2の範囲内で前金払をすることができることとした。(第60条関係)
- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 3 2により前金払をするときは、原則として部分払を行わないこととした。(第65条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。
- 6 改正後の内容は、施行の日以後に締結する請負契約に係る工事について適用し、同日前に締結した請負契約に係る工事については、なお従前の例によることとした。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 県営住宅の家賃の納付方法に、収納代理郵便官署による自動払込みを追加することとした。(第7条関係)
- 2 1に伴い、県営住宅の家賃の納付に係る様式を改めることとした。(様式第10号の7、様式第10号の8関係)
- 3 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第33号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正)

- 第1条 鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和39年鳥取県規則第55号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>7 平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者を除く。）で、最近3月の売上高が1年前又は2年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、5年間（附則第2項から前項までの規定により償還を猶予された者にあつては、5年から償還を猶予された期間を差し引いた期間）を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る別表第2の規定の適用については、同表中「12年」とあるのは、「17年」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>7 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者を除く。）で、最近3月の売上高が1年前又は2年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、5年間（附則第2項から前項までの規定により償還を猶予された者にあつては、5年から償還を猶予された期間を差し引いた期間）を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る別表第2の規定の適用については、同表中「12年」とあるのは、「17年」とする。</p>

（鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正）

第2条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和41年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者を除く。）で、最近3月の売上高が1年前又は2年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、3年間（前2項の規定により償還を猶予された者にあつては、3年から償還を猶予された期間を差し引いた期間）を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る第5条第3号の規定の適用については、同表中「7年」とあるのは、「10年」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者を除く。）で、最近3月の売上高が1年前又は2年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、3年間（前2項の規定により償還を猶予された者にあつては、3年から償還を猶予された期間を差し引いた期間）を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る第5条第3号の規定の適用については、同表中「7年」とあるのは、「10年」とする。</p>

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第34号

鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則（平成9年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金の減額) 第10条 略</p> <p>(利用料金の還付) 第11条 <u>利用者が既に収めた利用料金（以下「既納利用料金」という。）は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、当該各号に定める額を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>利用者が、自然災害その他のやむを得ない理由によりセンターを利用できなくなったとき 既納利用料金の全額</u></p> <p>(2) <u>利用者が、利用日の7日前（多目的ホール（2分の1面を利用する場合を除く。）、小ホール、楽屋又は楽屋事務室の利用にあつては、1月前）までに第7条の届出書を提出したとき 既納利用料金の2分の1の額</u></p> <p>(3) <u>その他知事が特に必要があると認めるとき 知事が別に定める額</u></p> <p>(雑則) 第12条 略</p>	<p>(利用料金の減額) 第10条 略</p> <p>(雑則) 第11条 略</p>

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第35号

鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県家畜保健衛生所の手数料の減免に関する規則（平成12年鳥取県規則第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(手数料の減免)</p> <p>第2条 条例第4条の手数料の減免は、<u>国、地方公共団体又は独立行政法人家畜改良センター</u>に対して行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第2条 条例第4条の手数料の減免は、<u>国又は地方公共団体</u>に対して行うものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第36号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和56年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「漁業経営安定資金」とは、漁業者等の経営の安定に資するため、融資機関が漁業者等に対して貸し付ける資金で別表に掲げるもののうち、次の各号に該当するものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 償還期間及び据置期間が、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に掲</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「漁業経営安定資金」とは、漁業者等の経営の安定に資するため、融資機関が漁業者等に対して貸し付ける資金で別表に掲げるもののうち、次の各号に該当するものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 償還期間及び据置期間が、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に掲</p>

げる期間のものであること。

資 金 の 種 類	償還期間	据置期間
別表第5号の資金	5年以内	1年以内
別表第6号の資金	15年以内	3年以内
その他の資金	1年以内	

(3) 略

別表(第2条関係)

(1)~(5) 略

(6) 漁業近代化資金助成法(昭和44年法律第52号)

第2条第3項に規定する漁業近代化資金(以下「漁業近代化資金」という。)を借り受けた者が、水産加工業用施設(当該施設の用に供する土地を含む。)の取得をするために必要な資金(漁業近代化資金に相当する金額を除く。)

(7) 略

げる期間のものであること。

資 金 の 種 類	償還期間	据置期間
別表第5号の資金	5年以内	1年以内
その他の資金	1年以内	

(3) 略

別表(第2条関係)

(1)~(5) 略

(6) 略

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第37号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>県が行う建設工事で建設業法</u>（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するもの（以下「工事」という。）の執行に関し、知事が遵守し、及び請負者をして遵守させるべき事項その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(一括下請負等の禁止)</p> <p>第27条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。</p> <p>(前金払)</p> <p>第60条 知事は、請負代金の額が100万円以上の工事について、請負者が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と工期を保証期間とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、当該保証に係る額の範囲内で請負代金の額の10分の4に相当する額を超えない額の前金払をすることができる。</p> <p><u>2 知事は、請負代金の額が100万円以上の工事について、請負者が保証事業会社と工期を保証期間とする保証契約を締結した場合において、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、前項の規定による前金払に追加して、当該保証に係る額の範囲内で請負代金の額の10分の2に相当する額を超えない額の前金払をすることができる。</u></p> <p><u>(1) 工期の2分の1を経過していること。</u></p> <p><u>(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。</u></p> <p><u>(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。</u></p> <p>3 知事は、前2項の規定により前金払をした工事について請負代金の額を著しく増額したときは、当該増額後の請負代金の額の10分の4（前項の規定によ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>県又は知事が行なう建設工事で建設業法</u>（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するもの（以下「工事」という。）の執行に関し、知事が遵守し、及び請負者をして遵守させるべき事項その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(一括下請負等の禁止)</p> <p>第27条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。<u>ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p>(前金払)</p> <p>第60条 知事は、請負代金の額が100万円以上の工事について、請負者が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と工期を保証期間とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、当該保証に係る額の範囲内で請負代金の額の10分の4に相当する額を超えない額の前金払をすることができる。</p> <p>2 知事は、<u>前項の規定により前金払をした工事について請負代金の額を著しく増額したときは、当該増額後の請負代金の額の10分の4に相当する額から支</u></p>

る前金払をした工事については、10分の6)に相当する額から支払済みの前払金の額を差し引いて得た額の範囲内で前払金の額を増額することができる。

(前払金の返還)

第62条 知事は、第60条の規定により前金払をした工事について請負代金の額を減額した場合において、支払済みの前払金の額が当該減額後の請負代金の額の10分の5 (第60条第2項の規定による前金払をした工事については、10分の6) に相当する額を超えるときは、その減額をした日から30日以内に、その超過額を返還させなければならない。

2及び3 略

(部分払)

第65条 略

2 前項の規定にかかわらず、第60条第2項の規定による前金払をするときは、部分払を行わないものとする。ただし、知事が別に定める場合にあっては、この限りではない。

3 第1項の部分払は、請負代金の額が100万円以上の工事で、同項の請負代金相当額が請負代金の額の40パーセントを超える場合に限りすることができる。

4 略

5 略

払済みの前払金の額を差し引いて得た額の範囲内で前払金の額を増額することができる。

(前払金の返還)

第62条 知事は、第60条の規定により前金払をした工事について請負代金の額を減額した場合において、支払済みの前払金の額が当該減額後の請負代金の額の10分の5に相当する額を超えるときは、その減額をした日から30日以内に、その超過額を返還させなければならない。

2及び3 略

(部分払)

第65条 略

2 前項の部分払は、請負代金の額が100万円以上の工事で、同項の請負代金相当額が請負代金の額の40パーセントを超える場合に限りすることができる。

3 略

4 略

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正後の鳥取県建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約に係る工事について適用し、同日前に締結した請負契約に係る工事については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第38号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第70号)の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(家賃の納付の方法)</p> <p>第7条 条例第10条第4項(条例第21条第3項及び第21条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃の納付は、<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法</u>(以下「<u>口座振替の方法</u>」という。)又は同令第155条の2の規定による郵便振替(自動払込みの取扱いに関する省令(昭和57年郵政省令第6号)第1条の規定による自動払込みによるものに限る。)の方法(以下「<u>自動払込みの方法</u>」という。)によって納付する場合を除き、納入通知書によりしなければならない。</p> <p>2 家賃を<u>口座振替の方法又は自動払込みの方法</u>によって納付しようとする者は、<u>県営住宅家賃口座振替(自動払込み)依頼書(様式第10号の7)</u>を指定金融機関、指定代理金融機関、<u>収納代理金融機関又は収納代理郵便官署に、県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書(様式第10号の8)</u>を知事に、それぞれ、提出しなければならない。</p>	<p>(家賃の納付の方法)</p> <p>第7条 条例第10条第4項(条例第21条第3項及び第21条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃の納付は、<u>納入通知書</u>によりしなければならない。</p> <p>2 家賃を<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法</u>によって納付しようとする者は、<u>県営住宅家賃口座振替依頼書(様式第10号の7)</u>を指定金融機関、指定代理金融機関又は<u>収納代理金融機関に、県営住宅家賃納入通知書送付依頼書(様式第10号の8)</u>を知事に、それぞれ、提出しなければならない。</p>
<p>(家賃等の減免又は徴収猶予の申請等)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2 知事は、家賃若しくは収入超過者家賃等の減免又は家賃、<u>収入超過者家賃等若しくは敷金の徴収の猶予</u>をしたときは、<u>県営住宅家賃等減額(免除)通知書(様式第13号)又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書(様式第14号)</u>により申請者に通知しなければならない。</p> <p>3 家賃若しくは収入超過者家賃等の減免又は家賃、<u>収入超過者家賃等若しくは敷金の徴収の猶予</u>を受けた入居者は、その減免又は徴収の猶予の期間中にその減免又は徴収の猶予を受けることとなった理由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、前項の届出を受理したとき、又は知事においてその理由が消滅したと認めるときは、家賃若しくは収入超過者家賃等の減免又は家賃、<u>収入超過</u></p>	<p>(家賃等の減免又は徴収猶予の申請等)</p> <p>第8条の4 略</p> <p>2 知事は、家賃若しくは収入超過者家賃等の減免又は家賃、<u>敷金若しくは割増賃料の徴収の猶予</u>をしたときは、<u>県営住宅家賃等減額(免除)通知書(様式第13号)又は県営住宅家賃等徴収猶予通知書(様式第14号)</u>により申請者に通知しなければならない。</p> <p>3 家賃若しくは収入超過者家賃等の減免又は家賃、<u>敷金若しくは割増賃料の徴収の猶予</u>を受けた入居者は、その減免又は徴収の猶予の期間中にその減免又は徴収の猶予を受けることとなった理由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、前項の届出を受理したとき、又は知事においてその理由が消滅したと認めるときは、家賃若しくは収入超過者家賃等の減免又は家賃、<u>敷金若し</u></p>

者家賃等若しくは敷金の徴収の猶予の取消しをするものとする。

くは割増賃料の徴収の猶予の取消しをするものとする。

第2条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第7号の別記4中「一に」を「いずれかに」に改め、同4(2)及び同6中「又は割増賃料」を削る。
様式第10号の7及び様式第10号の8を次のように改める。

様式第10号の7(第7条関係)

県営住宅家賃口座振替(自動払込み)依頼書

年 月 日

取扱金融機関(郵便局) 御中

県営住宅の家賃を口座振替(自動払込み)の方法によって納付したいので、下記のとおり依頼します。

依頼者 (入居者)	住 所	団地 第 号
	氏 名	㊞
	電話番号	

指定 預金 口座 等	口座名義人	フリガナ			通帳届出印	
		氏 名			㊞	
	住 所					
	金融機関	金融機関名		店舗名		
		預金種別		口座番号		
			1 普通	2 当座	3 その他	
郵便局	通帳記号		通帳番号			

口座振替(自動払込み)開始年月	振 替 日
年 月	月末日(休業日のときは、翌営業日)

領収証書の要否	要 ・ 否
---------	-------

口座振替(自動払込み)事項

- 貴店が鳥取県から納入通知書又は磁気テープ等の送付を受けたときは、納入通知書又は磁気テープ等に記載され又は記録されている金額を指定預金口座等から払い出して、県の歳入金に振り替えてください。
- 指定預貯金口座等からの払出しに当たっては、当座勘定取引約定書、普通預金等の規定にかかわらず、小切手の振出し又は普通預金払戻請求書及び普通預金通帳若しくは貯金通帳及び払戻し金受領証の提出をしないこととします。
- 指定預金口座等の残高が振替日において納付金額に満たないときは、納入通知書を鳥取県に送付してください。

様式第10号の8 (第7条関係)

県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書

年 月 日

職 氏 名 様

県営住宅の家賃を口座振替 (自動払込み) の方法によって納付したいので、私あてに送付される納入通知書の代わりに下記の金融機関又は郵便局に納入通知書又は磁気テープ等を送付してください。

依頼者 (入居者)	住 所	団地 第 号
	氏 名	印
	電話番号	

指 定 預 金 口 座 等	口座名義人	フリガナ			
		氏 名			
		住 所			
	金 融 機 関	金融機関名		店舗名	
		預 金 種 別		口 座 番 号	
		1 普通 2 当座 3 その他			
郵 便 局	通 帳 記 号		通 帳 番 号		

口座振替 (自動払込み) 開始年月	振 替 日
年 月	月末日 (休業日のときは、翌営業日)

受付印

領収証書の要否	要 ・ 否
---------	-------

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 この依頼書は、県営住宅家賃口座振替 (自動払込み) 依頼書を提出した金融機関又は郵便局の承諾を受けた後提出してください。

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

